

第5 経理の状況

1 財務諸表等

本機構は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならぬとされています。また同条第4項により、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅延なく、財務諸表を官報に公告しなければならないとされています。

平成19年度決算財務諸表につきましては、平成20年7月11日付で文部科学大臣の承認を受け、同年8月22日の官報に公告しました。